

第 2 章 特定地域環境評価編

環境影響評価技術指針（特定地域環境評価編）

第2章	特定地域環境評価編	
第1	趣旨	1
第2	特定地域環境評価の項目	1
第3	特定地域環境評価の実施	3
1	特定地域環境評価の全体的手順	3
2	特定地域方法書	4
(1)	地域開発計画の把握	4
(2)	地域特性の把握	4
(3)	環境影響要因の把握及び特定地域環境評価の項目の選定	4
(4)	調査及び配慮事項に係る評価手法の選定	5
(5)	特定地域方法書の作成	5
3	特定地域準備書	6
(1)	選定した特定地域環境評価項目等の検討	6
(2)	調査の実施	6
(3)	配慮事項の検討	6
(4)	配慮事項に係る評価の実施	6
(5)	特定地域準備書の作成	6
4	特定地域評価書	7
(1)	特定地域準備書の検討	7
(2)	特定地域評価書の構成	7
5	配慮事項の反映	8
6	その他留意すべき事項	9
(1)	文献等を活用する際の出典の明示等	9
(2)	専門家等からの知見の収集	9
(3)	調査の結果の整理に当たっての留意点	9
(4)	わかりやすい書類の作成	9
第4	調査手法、配慮事項の検討及び配慮事項に係る評価の手法	9
1	現状調査	9
(1)	調査項目	9
(2)	調査の対象区域	10
(3)	調査手法	10
(4)	調査に当たっての留意事項	10
2	配慮事項の検討	10
3	配慮事項の評価	11
(1)	評価項目	11
(2)	評価の指標の設定	11
(3)	評価手法	11
(4)	評価に当たっての留意事項	11
(別紙)	特定地域環境評価項目の選定に係るマトリックス表（参考例）	12

第1 趣旨

1 この環境影響評価技術指針第2章特定地域環境評価編（以下「特定地域指針」という。）は、知事が行う特定地域に係る特定地域環境評価の実施に関して、北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第49条、第51条から第53条まで及び第56条の規定に基づき、特定地域方法書、特定地域準備書等の記載事項について定めるとともに、調査及び配慮事項に係る評価の手法等特定地域環境評価を行う上で必要な技術的事項を選定するに当たり考慮すべき事項を定めるものである。

なお、必要に応じ、この特定地域指針に定められた事項以外の手法等を選定することができる。

2 この特定地域指針は、環境影響評価に関する科学的知見の進展、事例の蓄積などを踏まえ、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

第2 特定地域環境評価の項目

特定地域に係る環境評価を行う環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の項目は、次の表のとおりである。

環 境 要 素		細 区 分
1 人の健康の保護 及び生活環境の保 全に係る要素	1 大気汚染	・ 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準の項目 ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、第4項、第7項、第8項、第12項及び第16項の物質 ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類
	2 水質汚濁	・ 環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目 ・ 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条の物質及び第3条の項目 ・ ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年環境省水・大気環境局長通知）に定める農薬 ・ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類 ・ その他の項目（水温、底質及び塩分等）
	3 騒音及び超低周波音	・ 一般環境、自動車、鉄道、航空機、工場・事業場及び建設作業の各騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び各超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）
	4 振動	・ 一般環境、自動車、鉄道、工場・事業場及び建設作業の各振動

	5 悪臭	・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項の特定悪臭物質及び第2項の臭気指数
	6 土壌汚染	・環境基本法第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の項目 ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類
	7 地盤	・地盤沈下、土地の安定性
	8 日照	・日照障害、風車の影、反射光
	9 電波障害	・電波障害
2 生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全に係る要素	1 地形・地質	・地形、表層地質、土壌及び温泉
	2 植物	・種子植物、シダ植物、藻類
	3 動物	・ほ乳類、鳥類、両生・は虫類、魚類、昆虫類（水生昆虫類を除く。）及び底生動物（水生昆虫類を含む。）
	4 生態系	・生態系
3 身近な自然等との触れ合いに係る要素	1 景観	・自然景観、都市景観及び農村（里地）景観
	2 身近な自然	・身近な自然（野外レクリエーション地を含む。）
4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素	1 温室効果ガス	・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項の物質
	2 廃棄物等	・一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土
5 一般環境中の放射性物質に係る要素	1 放射線の量	・粉じん等の発生に伴うもの ・水の濁りの発生に伴うもの ・産業廃棄物及び建設発生土の発生に伴うもの

第3 特定地域環境評価の実施

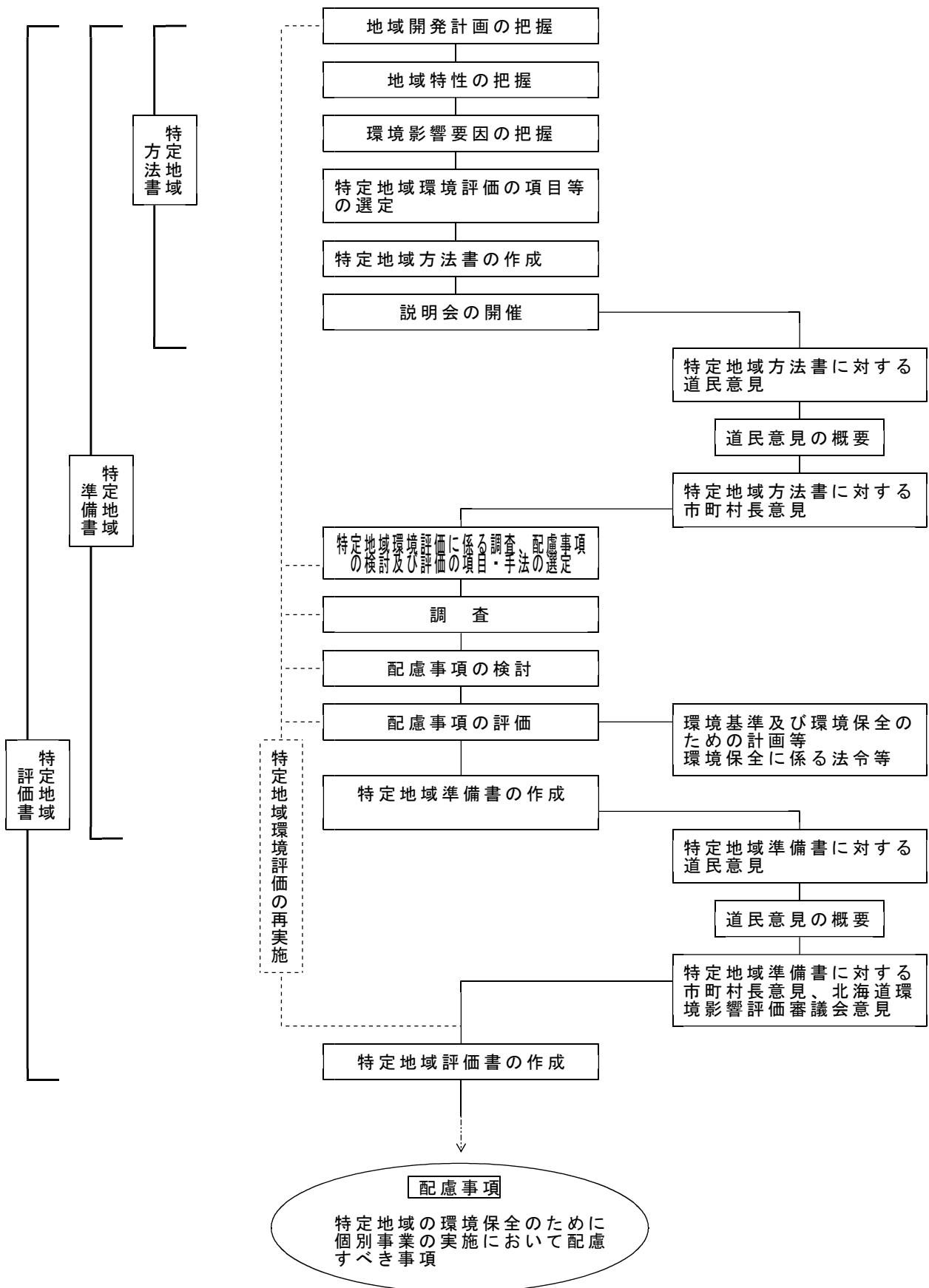
1 特定地域環境評価の全体的手順

特定地域に係る環境評価の全体的手順は、おおむね次のとおりである。

<関係図書の区分>

<北海道の行為>

<検討すべき意見等>



2 特定地域方法書

(1) 地域開発計画の把握

ア 地域開発計画の目的、当該計画の概要及び特定地域の指定の内容を把握するとともに、当該計画の策定に係る背景及び経緯について環境保全の観点から整理を行うこと。

背景の整理では、地域開発計画の策定の前提となる条件等、また、経緯の整理では、検討の過程で考慮された事項や選択肢その他の地域開発計画策定に至るまでの経緯について整理すること。

イ アの趣旨を踏まえ、特定地域方法書の地域開発計画の概要には、環境保全に対する基本的な考え方及び地域開発計画の立案に際して行った環境への配慮を含めて記載すること。

(2) 地域特性の把握

ア 特定地域環境評価の項目等の選定を行うために必要な範囲内で、次に掲げる地域特性（地域の自然的状況及び社会的状況）を把握するものとする。

自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境（気象、大気質、騒音、振動、悪臭等）の状況 ・ 水環境（水象、水質、水底の底質、地下水（温泉を含む。）等）の状況 ・ 土壌及び地盤の状況 （以上、環境基準等が設定されているものについてはその確保の状況及び公害等に係る苦情が発生しているものについてはその状況を含む。） ・ 地形及び地質の状況 ・ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 ・ 景観、身近な自然（野外レクリエーション地を含む。）の状況 ・ 文化財（文化財保護法等で定める史跡名勝天然記念物等）の状況 ・ 一般環境中の放射性物質（放射線の量）の状況
社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口及び産業の状況 ・ 土地利用の状況 ・ 河川、湖沼、海域及び地下水（温泉を含む。）の利用の状況 ・ 交通の状況 ・ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 ・ 下水道の整備の状況 ・ 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 ・ その他必要な事項

イ 地域特性の把握のための調査は、既存資料の整理又は解析を基本とする。（第4の1参照）

ウ 地域特性の特定地域方法書への記載に当たっては、地名、河川名等の由来（アイヌ語）の解説を記載するとともに、アの表の各項目と選定した特定地域環境評価の項目との関連を簡潔に記載すること。

(3) 環境影響要因の把握及び特定地域環境評価の項目の選定

ア 環境影響要因の把握

特定地域における環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）は、(1)の地域開発計画及び(2)の地域特性により把握することとし、次に定める要因を基本とする。

なお、工事の実施に伴う影響については、個別の事業の実施段階で検討することとし、環境影響要因の対象とはしないものである。

(ア) 現況施設の存在又は供用に伴う影響

(イ) 地域開発計画に基づく土地造成計画又は基盤整備計画等により設置される施設の存在に伴う影響

(ウ) 地域開発計画に基づく土地利用計画等により利用形態ごとに区分された区域に設置される施設の供用に伴う影響

イ 特定地域環境評価項目の選定

(7) 評価項目の選定

特定地域環境評価項目の選定に当たっては、第2の表の環境要素（18項目）を基本とし、アの環境影響要因の可能性やその程度を的確に把握した上で、それらの環境保全上の重要性に応じ適切に選定すること。

なお、特定地域環境評価の項目に漏れが生じないように、環境要素と環境影響要因とを両軸としたマトリックスを用い、特定地域環境評価の項目に係る環境要素の採否に関する一覧表（別紙参照）を作成すること。

(4) 選定に当たっての留意事項

計画段階での特定地域環境評価であることから、特定地域環境評価の項目等の選定に当たっては、地域開発計画の目的や制約条件を明確にするとともに、第4の2「配慮事項の検討」を勘案して特定地域環境評価の検討範囲を明らかにする等、その特殊性を踏まえたものとする。

また、個別の事業の詳細は決まっていないという地域開発計画の特性、既存の施設及び進行中の事業を考慮すること。

(7) 方法書記載に当たっての留意事項

特定地域方法書には、(7)により選定した特定地域環境評価の項目については選定理由（環境影響要因を含む。）を、選定しなかった環境要素についてはその選定しなかった理由を記載すること。

(4) 調査及び配慮事項に係る評価手法の選定

ア 調査手法の選定

(7) 調査の手法については、(3)イで選定された特定地域環境評価の項目ごとに、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、第4の1「現状調査」を参考にして、適切な調査手法を選定すること。

(4) 特定地域方法書には、(7)により選定した調査の手法を記載すること。

イ 配慮事項に係る評価手法の選定

(7) 配慮事項に係る評価の手法については、(3)イで選定された特定地域環境評価の項目ごとに、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、第4の3「配慮事項の評価」を参考にして、適切な評価手法を選定すること。

(4) 特定地域方法書には、(7)により選定した評価の手法を記載すること。

なお、配慮事項に係る評価の手法が選定されていない場合には、その理由を記載すること。

(5) 特定地域方法書の作成

ア 特定地域方法書には、(1)から(4)までに含まれるもののほか、特定地域における既存の施設及び進行中の事業等地域開発計画に関連する事項についても、必要に応じて記載すること。

イ 特定地域方法書の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 特定地域の名称及び範囲	・ 特定地域の名称及び範囲 ・ 特定地域の指定の内容（地域開発計画策定に係る背景及び経緯等を含む。）
2 地域開発計画の目的及び内容	・ 地域開発計画の目的 ・ 地域開発計画の概要（環境保全に対する基本的考え方等を含む。）等
3 地域特性	・ 地域の自然的状況及び社会的状況

4 特定地域環境評価の項目	・特定地域環境評価の項目及びその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等
5 調査及び配慮事項に係る評価手法	・調査の手法 ・配慮事項に係る評価の手法（評価の手法を選定しなかった場合はその理由）

3 特定地域準備書

(1) 選定した特定地域環境評価項目等の検討

特定地域方法書に対する環境保全の見地からの道民意見及び特定地域を管轄する市町村長意見（以下「道民意見等」という。）を踏まえ、必要に応じて選定した特定地域環境評価の項目、調査の手法及び配慮事項に係る評価の手法について検討を行うこと。

検討に当たっては、2の(3)イ「特定地域環境評価項目の選定」、2の(4)ア「調査手法の選定」及び2の(4)イ「配慮事項に係る評価手法の選定」に準拠すること。

(2) 調査の実施

ア 調査の実施に当たっては、第4の1「現状調査」を参考にして、(1)で検討した特定地域環境評価の項目ごとに実施すること。

なお、地域開発計画の特性及び地域特性により、必要に応じ、これら以外の手法により調査を実施することができるものとする。

イ 調査を実施した結果、配慮事項の検討を行う必要がないものと判断される特定地域環境評価の項目については、当該項目並びに配慮事項の検討を行う必要がないものと判断した理由を記載すること。

(3) 配慮事項の検討

ア 配慮事項の検討については、第4の2「配慮事項の検討」を参考にして、(1)で検討した特定地域環境評価の項目ごとに実施すること。

イ 動物、植物等において種等の第2の表の細区分欄に掲げる区分より小さい区分を保全を図るべき対象として選定し、配慮事項の検討を行うときは、その選定理由を記載すること。

(4) 配慮事項に係る評価の実施

配慮事項に係る評価については、第4の3「配慮事項の評価」を参考にして、(1)で検討した特定地域環境評価の項目ごとに実施するとともに、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、特定地域に共通する事項、地域開発計画で想定されている土地利用計画や事業種を考慮して区分するなど総合的に評価すること。

(5) 特定地域準備書の作成

ア 特定地域準備書に記載する特定地域環境評価の項目、調査の手法等は、特定地域方法書に対する道民意見等を踏まえて検討を加えた特定地域環境評価の項目、調査の手法等とすること。

なお、この検討により特定地域方法書に記載した特定地域環境評価の項目、調査の手法等に変更が生じたときは、特定地域方法書の記載内容と対比するなどにより変更部分を明らかにした上で、記載すること。

イ 特定地域準備書の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 特定地域の名称	・特定地域の名称及び範囲

及び範囲	・特定地域の指定の内容（地域開発計画の策定に係る背景及び経緯等を含む。）
2 地域開発計画の目的及び内容	・地域開発計画の目的 ・地域開発計画の概要（環境保全に対する基本的考え方を含む。）等
3 地域特性	・地域の自然的状況及び社会的状況等
4 特定地域環境評価の項目等	・特定地域環境評価の項目及びその選定理由（環境影響要因を含む。） ・調査の手法及び配慮事項に係る評価の手法 ・マトリックス表等
5 調査結果並びに配慮事項及び配慮事項の評価の結果	・調査の結果の概要 ・環境評価項目ごとの配慮事項（当該配慮をすべきであるに至った検討の状況を含む。）及び配慮事項に係る評価の一連の結果
6 総合的な評価	・特定地域に共通する配慮事項、土地利用計画や事業種を考慮して区分された区域ごとの配慮事項を取りまとめた総括表 ・配慮事項の反映等
7 手続の概要	・特定地域方法書について行われた手続の経過の概要
8 特定地域方法書についての意見等	・特定地域方法書についての道民意見等の概要並びにこれらに対する知事の見解
9 特定地域環境評価の委託者の氏名等	・特定地域環境影評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合はその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに記載内容についての問い合わせ先

4 特定地域評価書

(1) 特定地域準備書の検討

特定地域準備書に対する道民意見等及び北海道環境影響評価審議会の意見を踏まえ、必要に応じて、調査結果の概要、配慮事項及び配慮事項に係る評価の結果の修正について検討を行うこと。

なお、検討の結果、新たに調査、配慮事項の検討及び配慮事項に係る評価を行う場合は、3「特定地域準備書」を参考に実施すること。

また、この検討により特定地域準備書に記載した調査結果の概要、配慮事項及び配慮事項に係る評価の結果について修正が生じたときは、特定地域準備書の記載内容と対比するなど修正部分を明らかにした上で、記載すること。

(2) 特定地域評価書の構成

特定地域評価書の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 特定地域の名称及び範囲	・特定地域の名称及び範囲 ・特定地域の指定の内容（地域開発計画の策定に係る背景及び経緯等を含む。）

2 特定地域環境評価の概要	・特定地域環境評価の結果等についての概要（特定地域準備書に係る要約書に記載した事項をもとに、道民意見等及び北海道環境影響評価審議会の意見を踏まえて修正した内容を簡潔に記載すること。）
3 地域開発計画の目的及び内容	・地域開発計画の目的 ・地域開発計画の概要（環境保全に対する基本的考え方を含む。）等
4 地域特性	・地域の自然的状況及び社会的状況等
5 特定地域環境評価の項目等	・特定地域環境評価の項目及びその選定理由（環境影響要因を含む。） ・調査の手法及び配慮事項に係る評価の手法 ・マトリックス表等
6 調査結果並びに配慮事項及び配慮事項の評価の結果	・調査の結果の概要 ・環境評価項目ごとの配慮事項（当該配慮をすべきであるとするに至った検討の状況を含む。）及び配慮事項に係る評価の一連の結果
7 総合的な評価	・特定地域に共通する配慮事項、土地利用計画や事業種を考慮して区分された区域ごとの配慮事項を取りまとめた総括表 ・配慮事項の反映等
8 手続の概要	・特定地域方法書及び特定地域準備書について行われた手続の経過の概要
9 道民意見の概要等	・特定地域方法書及び特定地域準備書についての道民意見の概要並びに知事の見解
10 市町村長意見等	・特定地域方法書及び特定地域準備書についての特定地域を管轄する市町村長意見並びに知事の見解
11 北海道環境影響評価審議会の意見等	・特定地域準備書についての北海道環境影響評価審議会の意見及び知事の見解等
12 特定地域準備書を修正した内容	・準備書を修正した内容及び修正理由（道民意見等及び北海道環境影響評価審議会の意見により検討を加えて修正したものの区分を含む。）
13 特定地域環境評価の委託者の氏名等	・特定地域環境評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合はその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに記載内容についての問い合わせ先

5 配慮事項の反映

ア 特定地域における個別の事業の実施に当たっては、配慮事項を踏まえ、環境の保全に十分配慮がなされるよう必要な措置を講じること。

イ 地域開発計画に位置付けがない大規模な事業が新たに計画又は実施される場合にあっては、地域全体の環境の保全の観点から配慮事項を踏まえつつ、環境の保全についての適切な配慮がなされるようにすること。

ウ 配慮事項の適切な実施を図るための組織体制を検討すること。

エ 個別の事業の実施段階では適切な環境の保全のための措置の実施が困難であると考えられる

場合は、地域開発計画において、環境の保全に適切な配慮がなされるよう必要な検討を行うこと。

オ 特定地域における環境の状況については、必要に応じてモニタリングを行い、環境保全に十分な配慮がなされるよう努めること。

カ 特定地域における港湾計画の改定が行われる際には、配慮事項を踏まえつつ、必要な検討を行うこと。

6 その他留意すべき事項

(1) 文献等を活用する際の出典の明示等

既存の文献等から各種の情報を引用する場合には、出典（文献名、著者、作成時期、判明している場合には調査機関名等）に加え、調査目的・趣旨、調査方法及び調査結果についても可能な限り具体的に記載すること。

(2) 専門家等からの知見の収集

地域特性の把握、特定地域環境評価項目の選定、調査及び配慮事項に係る評価手法の検討等に当たっては、既存の文献等からの情報の収集のほか、必要に応じて、道、市町村、専門家からの知見及び情報の収集に努めること。

なお、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするとともに、その対応状況も含めて整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにすること。

また、知見や情報の偏りを防ぐため、同一分野の複数の専門家等から聴き取りを行うこと。

(3) 調査の結果の整理に当たっての留意点

盗掘、密猟又は繁殖阻害等が懸念される希少生物の生育又は生息に関する情報を記載するときは、種及び生育地又は生息地が特定されないよう配慮するものとし、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成24年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）等を参考にするとともに、記載方法については事前に協議を行うこと。

(4) わかりやすい書類の作成

特定地域方法書、特定地域準備書等の作成に当たっては、図表を効果的に用いるとともに、必要な場合には用語解説を加えるなど、簡明かつ平易な記載内容となるよう努めること。

第4 調査手法、配慮事項の検討及び配慮事項に係る評価の手法

1 現状調査

(1) 調査項目

ア 方法書作成段階における調査項目は、特定地域環境評価の項目の選定、調査手法の選定及び配慮事項に係る評価手法の選定に必要な情報の把握に努めることとし、次に定める項目を調査するものとする。

なお、地域特性の把握のための調査では、特定地域の環境の現状及び環境負荷の状況を明らかにするため、供用中、操業中及び進行中の施設及び事業による環境負荷の現状、これまでの変化の状況等の環境影響も的確に把握するものとする。

(ア) 地域開発計画の目的及び概要

(イ) 特定地域の指定の内容

(ウ) 地域特性

イ 準備書作成段階における調査項目は、方法書作成段階で把握した内容に加え、次に定める項目等を調査すること。

(ア) 配慮事項の検討のための類似事例等に関する資料

(イ) 道民意見等を踏まえて検討した結果、追加した環境要素に関する資料

- (ウ) 配慮事項の検討に当たり、新たに必要となった資料
- ウ 評価書作成段階における調査項目は、準備書作成段階で把握した内容に加え、新たに必要となった事項を調査すること。

(2) 調査の対象区域

- ア 方法書作成段階における調査区域
調査対象区域は、特定地域に該当する市町村の全域とする。
- イ 準備書作成段階における調査区域
調査対象区域は、特定地域及びその周辺地域とする。なお、地域開発計画に基づく事業の実施により環境の状況が一定程度以上の変化が予想される地域を含むものとする。
- ウ 評価書作成段階における調査区域
調査対象区域は、調査する事項に応じて適宜選定すること。

(3) 調査手法

- ア 方法書作成段階における調査は、次に定める手法を基本とする。
 - (ア) 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、その結果を整理し、解析する手法
- イ 準備書作成段階における調査は、次に定める手法を基本とする。
 - (ア) 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、その結果を整理し、解析する手法
 - (イ) 専門家等からの知見の収集
 - (ウ) 現地踏査による目視等調査（当該環境評価の項目に係る調査地域を踏査し、主として視覚を通して調査対象を確認する行為を指す）
 - (エ) 必要に応じて実施する現地調査
- ウ 評価書作成段階における調査手法は、調査する事項に応じて適宜選定すること。

(4) 調査に当たっての留意事項

- 調査に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- ア 文献等を活用する際の出典の把握
第3の6(1)の文献等を活用する際の出典の明示等に係る内容について、的確に把握すること。
- イ 専門家等からの知見の収集
第3の6(2)の専門家等からの知見の収集に係る内容について、的確に把握すること。
- ウ 現地踏査等を実施する場合は、調査期間及び頻度は、調査項目について適切かつ効果的に把握することができる期間及び頻度とすること。
また、調査地点を設定する場合は、調査項目及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、特定地域の環境の状況を代表する地点又は配慮事項の検討及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を設定すること。
なお、現地調査を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。

2 配慮事項の検討

配慮事項の検討は、1の現状調査の結果を踏まえ取りまとめることとし、特定地域環境評価の項目として設定した環境要素ごとに配慮事項を検討し、整理すること。

なお、配慮事項の検討に当たっては、次の事項に留意すること

- ア 可能な限り、理論に基づく計算、事例の引用又は解析、保全対象等と地域開発計画の重ね合わせによる推定によること。
- イ 配慮事項の検討の前提となる条件は、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、必要な条件を設定すること。
- ウ 配慮事項の検討に関する事項については、その内容及び検討経過を明らかにできるよう整理

すること。

3 配慮事項の評価

配慮事項の評価は、地域開発計画の特性や地域特性を勘案した上で、配慮事項の内容として適切かどうかを評価するものとする。

(1) 評価項目

2の配慮事項の検討結果を踏まえ、特定地域環境評価の項目として設定した環境要素ごとに配慮事項の評価を行うこと。

(2) 評価の指標の設定

配慮事項の評価に当たっては、可能な限り指標を定めるなど客観的に評価すること。

なお、指標の設定に当たっては、特定地域環境影響評価の項目や地域特性、地域開発計画の実施に伴う環境影響を勘案し、次の事項に留意するなど適切なものを設定すること。

ア 環境基準や環境に関する規制基準に適合すること。

イ 国又は地方公共団体が策定した計画、指針（北海道環境基本計画、北海道地球温暖化対策推進計画、北海道湖沼環境保全基本指針、北海道循環型社会形成推進基本計画、北海道自然環境保全指針等）に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

ウ その他客観的で適切な指標であること。

(3) 評価手法

ア 現状調査及び配慮事項の検討結果に基づき評価すること。

イ 地域開発計画の特性や地域特性及び(2)の評価の指標を勘案して評価すること。

ウ 開発に伴う環境負荷を可能な限り少なくし、問題発生の未然防止や今後も良好な状態を維持するという観点から評価すること。

エ 個別の事業の実施における配慮事項の内容として適切かどうか評価すること。

オ 道民の意見、関係市町村長の意見及び北海道環境影響評価審議会の意見を踏まえた内容かどうか評価すること。

(4) 評価に当たっての留意事項

ア 配慮事項の評価に当たっては、必要に応じて、供用中、操業中及び進行中の施設及び事業を前提としつつ、地域開発計画の目的や制約条件等を検討した上で、評価すること。

イ 配慮事項の評価結果は、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、特定地域に共通する事項、地域開発計画で想定されている土地利用計画や事業種ごとに区分するなど総合的にまとめること。

ウ 配慮事項の評価に当たっては、当該評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにすること。

(別紙)

特定地域環境評価項目の選定に係るマトリックス表（参考例）

環境影響要因の区分 環境要素の区分	現在の影響状況	施設の存在影響				施設の供用影響				開発計画・地域特性を踏まえた環境評価項目の選定理由 (選定しない場合にあってはその理由)		
		土地造成計画	基盤整備計画		土地利用計画		〇	×	△		保全	
			港湾計画	道路計画	用水計画	〇計画	〇エリア	×エリア	△エリア	△エリア	△エリア	
人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	大気汚染											
	水質汚濁											
	騒音及び超低周波音											
	振動											
	悪臭											
	土壌汚染											
	地盤											
	日照											
	電波障害											
生物の多様性の保全及び多様な自然環境の保全に係る要素	地形・地質											
	植物											
	動物											
	生態系											
身近な自然等との触れ合いに係る要素	景観											
	身近な自然											
地球環境保全及び循環型社会に係る要素	温室効果ガス											
	廃棄物等											
一般環境中の放射性物質に係る要素	放射線の量											

注1. 「現在の影響状況」欄については、現況における環境基準の達成状況等を勘案して特定地域環境評価項目を選定すること。
 2. 「施設の存在影響」欄については、土地造成計画、基盤整備計画等に基づき実施する事業により設置された施設の存在を勘案して選定すること。
 3. 「施設の供用影響」欄については、土地利用計画により区分されたエリアごとに設置される施設の供用を勘案して選定すること。